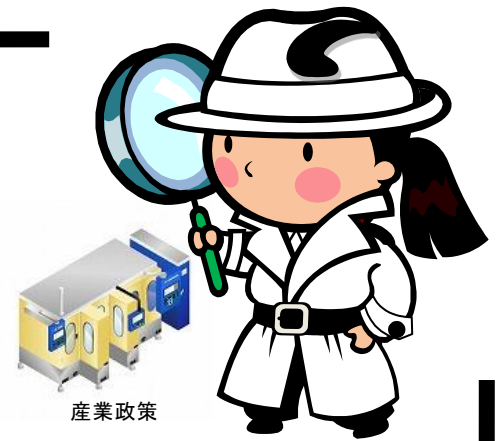


電機連合の活動の中に「産業政策・社会政策」の取り組みがあることを知っていますか？産業政策は電機産業や日本をより豊かに発展させるため、社会政策は暮らしや生活をより良くするための取り組みです。

私たちの周りには様々な問題があり、その中には、個別企業労使の話し合いだけでは対応しきれないものも多数存在します。電機連合は働く者の立場から、自らに関係する課題について政策・提言をまとめ、政府や省庁などと意見交換を行い、政策実現を目指しています。

『電機連合@見える化通信』では、何となく小難しく見えづらい政策課題について、その中身を少しずつご紹介していきます。

電機連合 総合産業・社会政策部門 編



電機連合@見える化通信 Vol.47 (2015.2)

税制の面から設備投資を支援しよう

電機産業を含むものづくり産業は、国内における産業の付加価値と雇用の創出に多大な寄与をしています。ものづくり産業の発展や国際競争力を維持・強化する観点から、継続的な設備投資は極めて重要であり、それに関わる税制は時勢に即したものが求められます。

事業用資産にも固定資産税が課税されている

会計上、企業が所有する財産を「資産」といいます。資産は、現金や債券といった「流動資産」と土地や建物といった「固定資産」で構成されています。そのうち、土地や建物については、個人の場合と同様に企業にも地方税として「固定資産税」が課税されますが、企業に対してはさらに事業のために保有するPCやコピー機（取得価額によって除外あり）、製造設備といった事業用資産（償却資産）にも固定資産税が課税されます。そのため、政府が企業の設備投資を促す制度を導入してもその設備に固定資産がかかるため、積極的な設備投資につながらない可能性があります。なお、償却資産に対する固定資産税の課税は、1950年のシャープ勧告に基づき行われた地方税制度の改正により創設された古い制度で、諸外国にはない税制度です。

【償却資産（機械・装置）に対する固定資産税の課税状況】

国名	償却資産への固定資産税課税
ドイツ	×（なし）
アメリカ	△（州によって課税なし）
韓国	×（なし）
中国	×（なし）
日本	○（あり）

減価償却資産区分の見直し

固定資産は企業会計上、その取得にかかった費用を効果が及ぶ期間（耐用年数）に渡って費用計上を行います。

これを「減価償却」といい、資産にはそれぞれ減価償却資産区分に基づいた「耐用年数」が定められ、その年数の期間中に減価償却を行います。2008年の税制改正で機械・装置の耐用年数が見直され、それまで390区分に分けられていたものが55区分まで簡素化されました。併せて資産の耐用年数も実態に即した年数に見直されています。しかし、機械・装置と密接に関わる「建物」については見直しがされませんでした。例えば、データセンターについては、そこで使用されるPCやサーバーを冷やす空調や電気設備の耐用年数はそれぞれ15年、4～5年と定められていますが、データセンターの分類が「建物」となればその耐用年数は50年にもなります。耐用年数が長いと減価償却をする期間も長くなるため、企業の新たな設備投資を抑制する要因になります。

電機連合の考え方

企業の国内設備投資の促進は、国内企業の海外流出の抑制や国内雇用の維持・創出にもつながります。

償却資産への固定資産税の課税については、国内設備投資促進のため、時世に即した税制としていくことが必要です。IT投資促進税制などを利用して法人税の減免を受けた償却資産についても課税されることから、こうした資産への固定資産税の免除を求めます。

減価償却資産の区分については、機械・装置と同様に時世に即した見直しが必要であり、簡素化することを求めます。また、機械・装置についても税制改正時に存在しなかった新技術に対応するため、耐用年数表に記載されていない機械・装置についても見直すことを求めます。

●● 電機連合の産業政策 ●● ※本文の下線箇所参照

- * 法人税の減免措置を受けた新規導入資産については、償却資産に係る固定資産税を免除する。
- * 減価償却資産区分について、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数区分について見直しを行う。機械装置についても、耐用年数表の細目に記載されていない設備を見直す。